

食品衛生法施行細則（平成四年規則第四十号）の一部を改正する規則

改正案

現行

○食品衛生法施行細則

第一条（第五条（略））

（食品衛生管理者）

第六条 省令第四十九条第一項の届書は、様式第三号によるものとする。

（営業許可申請書）

第七条 省令第六十七条に規定する申請書は、様式第四号によるものとする。

2 前項の規定に関わらず、臨時営業（催物に際し、短期間に限り、営業車（自動車）（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定するもののうち、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）ただし、「二輪自動車を除く。」に営業設備を設けたものをいう。）又は組立式等簡易な施設を用いて行う営業をいう。）の許可を受けようとする場合については、知事が別に定める様式によるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第八条（略）

（営業者の地位の承継の届出）

第九条 省令第六十八条第一項に規定する相続による営業者の

○食品衛生法施行細則

第一条（第五条（略））

（食品衛生管理者）

第六条 営業者は、法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置き、又は変更した場合は、食品衛生管理者設置届（様式第三号）を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）に提出しなければならない。

（営業許可申請書の記載事項）

第七条 省令第六十七条第一項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 営業所付近の見取図

二 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業にあつては、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第一食品の部D各条の項生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。以下この目において同じ。）であつて、生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。）の目（以下「生食用食肉規格基準」という。）に規定する生食用食肉（以下「生食用食肉」という。）の加工及び調理の有無

三 前号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工を行うものにあつては原料肉（生食用食肉の原料となる牛の食肉をいう。）の仕入先及び加工の方法、生食用食肉の調理を行うものにあつては生食用食肉の仕入先

四 第二号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工又は調理を行うものにあつては、生食用食肉規格基準の2生食用食肉の加工基準の（3）（生食用食肉規格基準の4生食用食肉の調理基準の（1）の規定により準用される場合を含む。）に規定する者（以下「生食用食肉取扱者」という。）の氏名及びその資格

五 製造業にあつては、主要原料品の仕入先、製造品名、原料品名及びその配合分量並びに製造方法

六 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の成績

七 その他知事が必要と認める事項

第八条（略）

（営業者の地位の承継の届出）

第九条 省令第六十八条に規定する相続による営業者の地位の

地位の承継の届出は、様式第五号によるものとする。

2 省令第六十九条第一項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、様式第六号によるものとする。

3 省令第七十条第一項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、様式第七号によるものとする。

(営業の届出)

第十条 省令第七十条の二の届出書は、様式第四号によるものとする。

(申請事項の変更の届出)

第十一条 省令第七十一条に規定する届出は、様式第八号によるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(廃業の届出)

第十二条 省令第七十一条の二の届出書は、様式第九号によるものとする。

2 廃業が営業者の死亡又は解散によるものであるときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条の規定に基づき届出義務者又は清算人が前項の届出をしなければならない。

(営業許可の揭示)

第十三条 営業者は、施設の見やすい場所に許可業種、許可番号、許可年月日及び許可期限を掲示するよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第十四条 知事は、第六条、第七条第一項及び第九条から第十二条までに定める書面による申請又は届出の方法に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とこれらの規定による申請又は届出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

承継の届出は、様式第四号によるものとする。

2 省令第六十九条に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、様式第五号によるものとする。

3 省令第七十条に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、様式第六号によるものとする。

(新設)

(申請事項の変更の届出)

第十条 営業者は、省令第七十一条に規定する届出のほか、次の各号に掲げるときは、速やかに保健福祉環境事務所長等にそれぞれ当該各号に定める事項の変更届（様式第七号）を提出しなければならない。

一 飲食店営業の許可を受けた者が、その業態を変更したとき

二 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業において生食用食肉の加工又は調理を行うおうとするとき 第七条第二号から第四号までに掲げる事項

三 前号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工を行う営業において原料肉の仕入先若しくは加工の方法を変更しようとするとき又は生食用食肉の調理を行う営業において生食用食肉の仕入先を変更しようとするとき 第七条第三号に掲げる事項

四 第二号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工又は調理を行う営業において生食用食肉取扱者を変更したとき 第七条第四号に掲げる事項

五 製造業において製造品目を追加し、若しくは変更しようとするとき又は原料品名及びその配合分量若しくは製造方法を変更しようとするとき 第七条第五号に掲げる事項

(営業の廃止の届出)

第十一条 営業者は、営業を廃止したときは、速やかに廃止届（様式第八号）を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。

2 営業の廃止が営業者の死亡又は解散によるものであるときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条の規定に基づき届出義務者又は清算人が前項の届出をしなければならない。

(営業許可の揭示)

第十二条 営業者は、施設の見やすい場所に許可業種、許可番号、許可年月日及び許可期限を掲示するよう努めるものとする。

(新設)